法人異動事項（通算承認等事項）申告書の記載要領

１　用途等

　　この申告書は、大阪府内に事務所又は事業所を有する法人で、法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人又は通算法人であった法人が、同法第64条の９の規定に基づく通算承認等に伴って生じた地方税法第72条の13に規定する事業年度及びその他の異動事項を申告する場合に使用してください。

２　記載方法

　(1) 「※処理事項」欄は、記載する必要はありません。

　(2) 「申告書提出法人」欄には、この申告書を提出する法人が通算親法人又は通算子法人のいずれであるのかについて、「□」に「レ」を記入してください。

　(3) 「本店所在地」欄には、登記している本店所在地又は主たる事務所等の所在地等を記載してください。

　(4) 「大阪府内における主たる事務所等所在地」欄には、本店所在地が大阪府以外の都道府県である場合に記載してください。

　(5) 「１　通算承認等に伴う事業年度等の事項」欄の記載

　　ア　「①承認等の区分・事由」欄には、通算承認等の区分として「ア□」から「オ□」のうち、該当する「□」に「レ」を記入してください。

　　　　なお、「エ□」に「レ」を記入した場合には、該当する事実について「(1)事実」のいずれかの「□」に「レ」を、また、「(2)当該事実が生じた法人」の該当する「□」に「レ」をそれぞれ記入してください。

　　イ　「②事由発生日」欄には、「①承認等の区分・事由」の発生年月日を記載してください。

　　ウ　「③最初通算親法人事業年度」欄には、通算親法人が通算承認を受けて最初にグループ通算制度により法人税の申告をする又はした事業年度（連結納税制度からグループ通算制度に移行した場合には、最初連結事業年度）を記載してください。

　　エ　「④適用開始親法人事業年度」欄には、この申告書を提出する法人が通算子法人である場合に、「②事由発生日」欄に記載した日を含む通算親法人の事業年度を記載してください。

　　オ　「⑤事業年度の特例」欄には、この申告書を提出する法人が通算子法人である場合に、法人税法第14条の規定により、定款に記載した事業年度と異なる事業年度が生じた場合に、当該事業年度を記載してください。

　　　　なお、当該事業年度において、グループ通算制度により法人税の申告をする場合は「□通算」、単体申告する場合は「□単体」の「□」に「レ」を記入してください。

　　カ　「⑥加入時期の特例」欄には、この申告書を提出する法人が通算子法人である場合に、法人税法第14条第８項に規定する加入時期の特例の適用の有無について、該当する「□」に「レ」を記入してください。

　(6) 「２　通算親法人に関する事項」欄には、この申告書を提出する法人が通算子法人である場合に、通算親法人に関する事項を記載してください。大阪府内に事務所等を有さない場合の「大阪府内における主たる事務所等所在地」欄への記載は「事務所等なし」と記載してください。

　(7) 「３　その他の異動事項」欄には、この申告書を提出する場合において、(5)又は(6)の事項以外の事項について異動がある場合にその事項等を記載してください。

３　添付書類

　　・「事実を証する書類の写し」については、通算承認等の通知がなされた場合の当該通知書等又は税務署に提出した申請書の写し１部を添付してください。

　　・「登記事項証明書の写し」については、申告する異動事項に関し、登記事項の変更が伴う場合に限り登記事項証明書の写し１部を添付してください。登記事項証明書の写しの添付に代えて、登記情報提供サービス（https://www1.touki.or.jp）が利用できます。登記情報提供サービスを利用した場合には、照会番号及び発行年月日を記載してください。(このサービスによる該当の登記情報が登載された書面の添付でも結構です。)